

文明開化と生活の変化および勸業政策 ①

明治の日本は西洋文明を積極的に取り入れ、それにともなって人々の生活も大きく変わっていきました。当館が所蔵する図書や公文書などからは、奈良県でも早くから文明開化の影響を受けていたことがわかります。ここでは、衣食住に関して変化したものをいくつかご紹介します。

髪型

明治 4 (1871) 年、政府は散髪脱刀令 (いわゆる断髪令) を布告し、身分によって定められていた髪型や服装の自由を認めました。奈良県でも、明治 5 (1872) 年に「半髪剃頭廃止令」を管内に布告しています〔壬申六月 布告留 (請求記号：1-M5-7f)〕。

布告理由は“脳が大事だから”というもので、半髪 (ちょんまげ) や剃頭をやめて「天賦自然ノ毛髪ヲ養護シ性命ヲ安全セシム様」と書かれています。なお、ほどなくして僧侶・尼僧にも蓄髪してよいとの布告が出されました〔諸布達綴 明治四年四月ヨリ同九年十一月 (請求記号：1-M4-15f)〕。

とはいえ、断髪したのはもっぱら士族たちで、数年遅れて町人が続き、農民の断髪は明治 7 (1874) 年以降でした。

その後は広く一般化したようで、明治 17 (1884) 年に発行された『大和名勝豪商案内記』には理髪店が紹介されており、着物姿らしき客がケープを付けて髪を切ってもらっている様子が描かれているほか、店先には現代と同じように縞模様のサインポールが立てられています。



川寄源太郎編輯『大和名勝豪商案内記 奈良之部』

服装

衣服の洋装化はまず男性の軍服から始まり、続いて明治 3 (1870) 年から官吏の制服が次々に定められていきました。警官の制服について明治 8 (1875) 年に太政大臣から出された布告には、右図のように洋服や帽子などが図示されています。

女性については、鹿鳴館時代に華族や外交官の夫人・令嬢たちが洋装化したものの、極

端な欧化主義の衰退とともに後退します。しかし女性が職業に就くようになると、教員や看護婦の制服に洋服が採用されました。

多武峰を描いた明治 29 (1896) 年の絵図には、着物姿の人々に混じって洋

装の人物が描かれていることから、この頃には一般人の間にも洋服が浸透していたことがわかります。



第九百九拾四號 (明治八年十一月十二日)
〔明治初年 管内布達綴込 黜陟一件 丙号達 府県制例規 (全)〕
(請求記号：1-M9-22f)



大和国多武峰関西日光全図 (請求記号：T-1-46) より
※まほろばデジタルライブラリーで公開

文明開化と生活の変化および勸業政策 ②

牛肉

明治 5 (1872) 年 5 月に発行された奈良県初の新聞『日新新聞』1 号の記事に、「奈良の地は殊に肉食を忌み^{いとん}頓と用ゆるもの無かりしに^{このころおおい}此頃大にかわりて多くこれを食し^{にしてらばやし} 春來西寺林街に郡山の士卒体の人牛店を開き 門前に招旆^{かんばんなど}杯飄^{きやく}し 啖客^{くつ}の履常に門に填^{みつ} 昔時の風と霄壤^{せきじ}せり^{しやうじやう} 開化の兆先肉食より始まる」とあります。

また、奈良県による牛肉売捌鑑札の交付に関する公文書にも、牛肉が「滋養之最勝」ゆえに近頃食べる人が多くなったと記されています〔明治六年 諸布達綴（請求記号：1-M6-4f）〕。

『大和名勝豪商案内記』には奈良市鳴川町で「牛肉」の旗を掲げる大国という店が描かれ、人々で賑わっている様子がわかります。

明治 32 (1899) 年に刊行された『奈良繁昌記』でも牛肉店（料理屋）が 3 店紹介されており、うち大国には「素見^{すけん}ぞめきの門出にも、朝返りの元気付けにも、先ず立寄るは此の内也、進撃の参謀室凱旋の祝宴場、宵に会計を論じ^{あした}晨に惚気^{のろけ}を撒く」とあり、その繁盛ぶりがうかがえます。



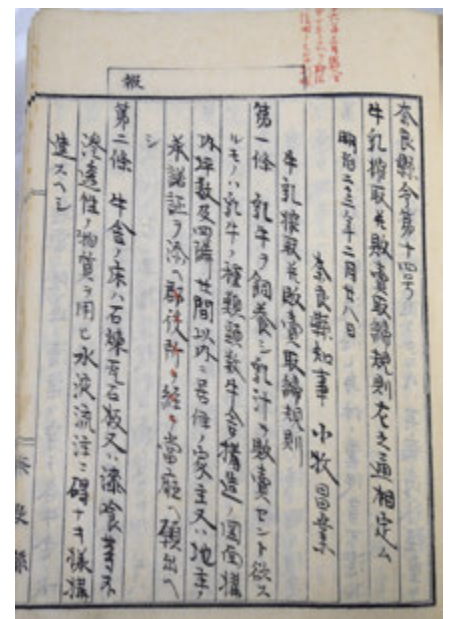
川寄源太郎編輯「大和名勝豪商案内記 奈良之部」

牛乳

牛乳は江戸時代にも一部の人たちに飲まれていましたが、一般には普及していませんでした。しかし明治に入り、政府の畜産奨励により民間の搾乳業が行われるようになります。

奈良県では明治 16 (1883) 年に般若寺町の植村武治郎が植村牧畜場（現：植村牧場）を開業しました。『奈良繁昌記』には、牛乳商として植村氏のほか、本業の薬局と併せてコンデンスミルクを販売していた辻井徳松（中新屋町）、「大松事」として牛肉店も営んでいた吉田松次郎（花芝町）が紹介されています。ちなみに大松事の牧場は、現在近鉄奈良駅バス停のある国道 369 号線沿い北側（奈良市高天町 1 番地）にありました。

牛乳業はやがて東南部にも広まり、大正元年の「奈良県牛乳業組合設置認可願」には、奈良市から吉野郡まで計 29 業者が名を連ねています〔自明治四十五年至大正元年 同業組合一件（請求記号：1-M45-59d）〕。



奈良県令第 14 号（牛乳搾取並販売取締規則）
〔奈良県公文録 廿三年 縣令 訓令 告示〕
（請求記号：1-M23-8）

文明開化と生活の変化および勸業政策 ③

人力車

西欧化のイメージが強い文明開化ですが、人力車は日本人による発明品でした。明治 3（1870）年に東京で営業許可された後、明治 5（1872）年には奈良県からも人力車営業に関する布令書「人力車并諸車渡世之者心得」が出されているので、瞬く間に全国に広まったようです（壬申六月 布告留（請求記号：1-M5-7f））。



『大和國町村誌集』によると、明治 10 年代の
人力車数は奈良 259、郡山 42、橈本 30、丹波
市 28、三輪 28、桜井 33、田原本 46、八木
32、高田 26、御所 77 となっています。

長谷寺を描いた明治 13（1880）年の絵図にも、人力車がいくつも描かれています。



長谷名所一覧之図（請求記号：T-1-44）より
※まほろばデジタルライブラリーで公開

電灯

明治 15（1882）年 11 月、東京銀座に日本で初めてとなる電灯（アーク灯）の点灯式が行われ、同 18（1885）年には同じく東京で日本初の白熱電灯が点灯されました。その後、電気事業は全国に広がっていきます。

奈良県では、明治 26（1893）年に奈良電灯株式会社の設立申請がなされ、翌年に開業しました〔明治廿六年 會社一件（請求記号：1-M26-34d）〕。

奈良公園にあった奈良倶楽部の備品台帳には、シャンデリアなどの電灯器具が記載されるとともに、奈良電灯株式会社による電灯点火料の定価表も付され（右図）、1,200 燭光（燭はろうそく 1 本分の明かりに相当）のアーチ灯一晩分で 80 銭、同じく 10 燭光の白熱灯で 10 銭などと設定されています。

奈良電燈株式會社
奈良便燈部電燈点大科定價表

一 一百燭光 點燈	金八拾錢
一 五十燭光 白熱燈 全	金叁拾五錢
一 三十燭光 白熱燈 全	金貳拾五錢
一 十六燭光 白熱燈 全	金拾四錢
一 十燭光 白熱燈 全	金拾錢
一 八燭光 白熱燈 全	金八錢

但上日以上連夜点大ノ件ハ右ノ價格ヨリ割引ト又
右ノ價格ヲ以テ御需用ニ應テ送電点大ノ可仕儀也

明治卅六年六月十六日
奈良縣奈良市東町第十一番地
奈良電燈株式會社

〔明治三十四年十一月改 奈良俱樂部備品台帳 附
建物平面図及電気点燈料一覽表 内務部第四課〕
(請求記号: 1-M34-73)

【参考文献】

- 〔西田雲空坊著〕『奈良繁昌記』西田誠三 1899 年
- 湯本豪一著『図説明治事物起源事典』柏書房 1996 年
- 藤澤衛彦著『明治風俗史 上巻』三笠書房 1941 年
- 増田美子編『日本衣服史』吉川弘文館 2010 年
- 川井景一選編『大和國町村誌集，15 卷』中尾藤三郎 1891 年

文明開化と生活の変化および勸業政策④

メディアの変化-1

文明開化によって庶民の生活は大きく変わりましたが、メディアの変化もそのひとつです。当館の所蔵資料からも、その一端をうかがい知ることができます。

引札

引札は、江戸・明治・大正時代にかけて作られた、商店などの宣伝チラシです。江戸時代末期から商業活動が盛んになったのに合わせ、木版、石版、銅版、活版印刷の発展とともに大量に刷られました。始めの頃は一色または二色刷りでしたが、後に明るい見栄えのする多色使いと大胆な構図のものが多くなります。店名や宣伝文句に加えて華やかな浮世絵が添えられるようになり、恵比寿様や大黒様などのおめでたい図柄のほか、目新しいもの、話題のものの図柄もありました。

やがて新聞紙上の宣伝やポスターなど広告が多様化し、引札は徐々に姿を消しますが、下記のように当時のデザインと商業の様子を伝える貴重な資料です。

①は本屋の広告です。大和南市高等小学校前にあり、学校用品も扱うとあります。ちなみに、高等小学校は明治 19（1886）年の小学校令により設置され、昭和 16（1941）年に国民学校高等科となりました。

②は宿屋の広告です。「御定宿」の文字が幻燈機（スライド映写機）に写し出されています。幻燈機は明治時代に普及し流行しました。

③は煙草業者の広告で、「各国巻煙草おろし小売」とあります。紙巻煙草は欧米から流入したものの一つであり、キセルを使った刻み煙草に代わって主流になっていきます。なお、煙草は明治 37（1904）年に国の専売となりました。文字の下に見える船は欧米の黒船でしょうか。



① 書籍販売処并二学校役場用品種々 大和南市高等小学校前上田芳文堂



③ 煙草製造商并各国巻煙草おろし小売 大和南市島田久平



② 御定宿 吉野郡下市町千石橋吉丁南田丸善蔵

文明開化と生活の変化および勸業政策④

メディアの変化 -2

新聞

江戸時代の日本では瓦版によってニュースが伝達されていましたが、幕末になると欧米文化の影響を受けて新聞が作られ始めました。

①の日新記聞は明治 5（1872）年に発行された奈良県初の新聞です。冊子かつ月刊ですので、現在の新聞よりも雑誌に近い形態です。中の記事は文章のみで、絵や写真、広告などはありませんが、内容は政治や社会について論じている記事のほかに、文明開化による生活の変化の紹介などもあります。

②のように、明治 30 年頃の新聞は現在の新聞に近い大きさ・構成になります。まだ写真はありますが絵が添えられており、広告や③のような挿絵付きの連載小説もあります。地方新聞らしく奈良の商店の広告や求人広告、入札情報なども掲載されています。商品広告には、④のトンビや洋服のほか双眼鏡や時計など文明開化とともに登場した商品もあります。⑤は書籍の広告ですが、下部にその書籍を取り扱う書店「奈良樽井 辻本藻文堂」「奈良橋本 阪田購文堂」の名があります。また、当時の新聞には銀行の決算報告、営業報告も広告欄に掲載されており、第六十八銀行、奈良銀行、吉野銀行、畝傍銀行など奈良の銀行の報告が掲載されています。

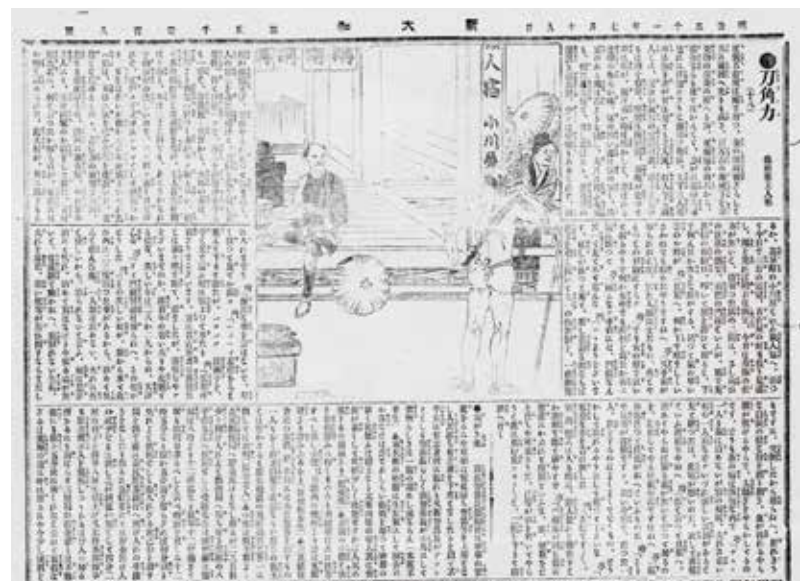
当時の新聞には、絵葉書などの附録も付いていたようです。⑥は改進黨新聞明治 24（1891）年 5 月 3 日刊行 2471 号附録の美人画です。



①日新記聞 明治 5（1872）年
（請求記号：071-3）



②奈良新聞 [明治 30 年前後県内および周辺発行新聞綴]
明治 32（1899）年（請求記号：68-81-8d）
※まほろばデジタルライブラリーで公開



③新大和 連載小説 刀相撲 [明治 30 年前後県内および周辺発行新聞綴]
明治 31（1898）年（請求記号：68-81-8d）
※まほろばデジタルライブラリーで公開

文明開化と生活の変化および勸業政策④

メディアの変化 -3



④大和新聞 森田確実堂広告 明治30年
前後県内および周辺発行新聞綴
明治29(1896)年
(請求記号: 68-81-8d)
※まほろばデジタルライブラリーで公開



⑤大和新聞 書籍広告 [明治30年前後県
内および周辺発行新聞綴]
明治29(1896)年
(請求記号: 68-81-8d)
※まほろばデジタルライブラリーで公開



⑥改進黨新聞第2471号附録
美人画 明治24年(1891年)(請求記号: 88-2-3)

写真(工藤利三郎と奈良観光)

写真は幕末に日本に紹介され、肖像写真や風景写真など様々な用途に使われました。写真師である工藤利三郎は奈良市猿沢池東畔に工藤写真館を開き、仏像や寺社などを撮影し、記念品やお土産として販売しました。

フェノロサと岡倉天心により日本美術が再評価されたことに加え、明治28(1895)年に奈良帝室博物館が開館し、古社寺保存法が制定されたこともあって古美術写真の需要は一気に増大し、工藤は奈良における古美術写真の第一人者として活躍しました。やがて古美術写真専門店として店名を工藤精華堂と改め、豪華な写真集『日本精華』十輯を明治41(1908)年より刊行しました。



日本精華 第1輯 明治41(1908)年
(請求記号: 705-10-1)

【参考文献】

●安達正興著『奈良まち奇豪列伝』奈良新聞社 2015年

文明開化と生活の変化および勸業政策⑤

庶民の生活の取り締まり

明治政府は、明治初年から違式註違条^{いしきかいじ}という軽微な犯罪を取り締まる刑罰法を公布・施行します。この法律の目的は日本社会の近代化であり、西洋人に見せて恥ずかしくない日本にするために公共空間でのふるまいを規制しています。内容は地方ごとに少し違いがあり、当館では山城国相楽郡椿井村文書「違式注違条」を所蔵しています。立小便の禁止など衛生を目的としたものもあれば、現代人には違和感を覚えるような禁止項目もあります。

第 15 条 体への入れ墨を禁じる

江戸時代には入れ墨が身分関係なく流行しましたが、違式註違条例により昭和 23 (1948) 年まで非合法となりました。

第 17 条 裸体又は肩脱ぎ、股の露出を禁じる

第 26 条 男女相撲や蛇遣いの見世物を禁じる

男女相撲とは男女で相撲を取ることでと思われます。

第 52 条 女性の男装、男性の女装を禁じる

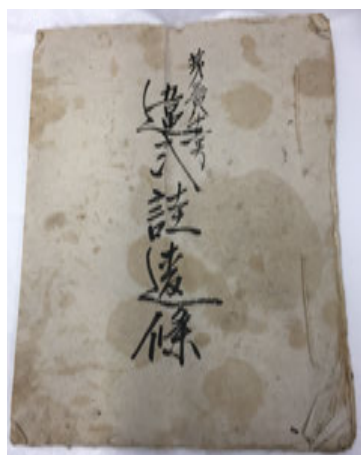
奇怪な扮装（現代ではコスプレに当たるものと思われます）も禁止されました。ただし歌舞伎俳優の女装は許されていました。

第 58 条 婦人が理由無く断髪することを禁じる

日本には結髪文化があり、断髪は出家や刑罰を意味しました。昭和初期には欧米の影響により、女性が洋装し断髪することが流行しモダンガールと呼ばれました。

第 74 条 飼育用のウサギ、ネズミの売買を禁じる

第 75 条 巨大な凧を揚げることを禁じる



第三百八十五号 違式註違条（山城国相楽郡椿井村文書） 明治 10（1877）年
（請求記号：61-1-1）



西村兼文編『京都府違式註違条例図解』 明治 9（1876）年
（国立国会図書館デジタルコレクションより）

文明開化と生活の変化および勸業政策⑥

内国勸業博覧会と奈良の企業 -1

内国勸業博覧会は、明治 10（1877）年から明治 36（1903）年の間に日本で開催された政府主導の博覧会です。国内の産業発展と魅力ある輸出品目育成を目的としており、東京で 3 回、京都・大阪で各 1 回開催されました。

奈良県からも出品があり、当館は第 3 回と第 5 回の博覧会に係る文書を所蔵しています。文書からは茶・木材・晒布・墨・葛粉などのほか、奈良漬・茶筌・仏像・和菓子など様々な特産品が出品されていることがわかります。第 5 回には金魚も出品されており、金魚の水槽に関する記述もあります。

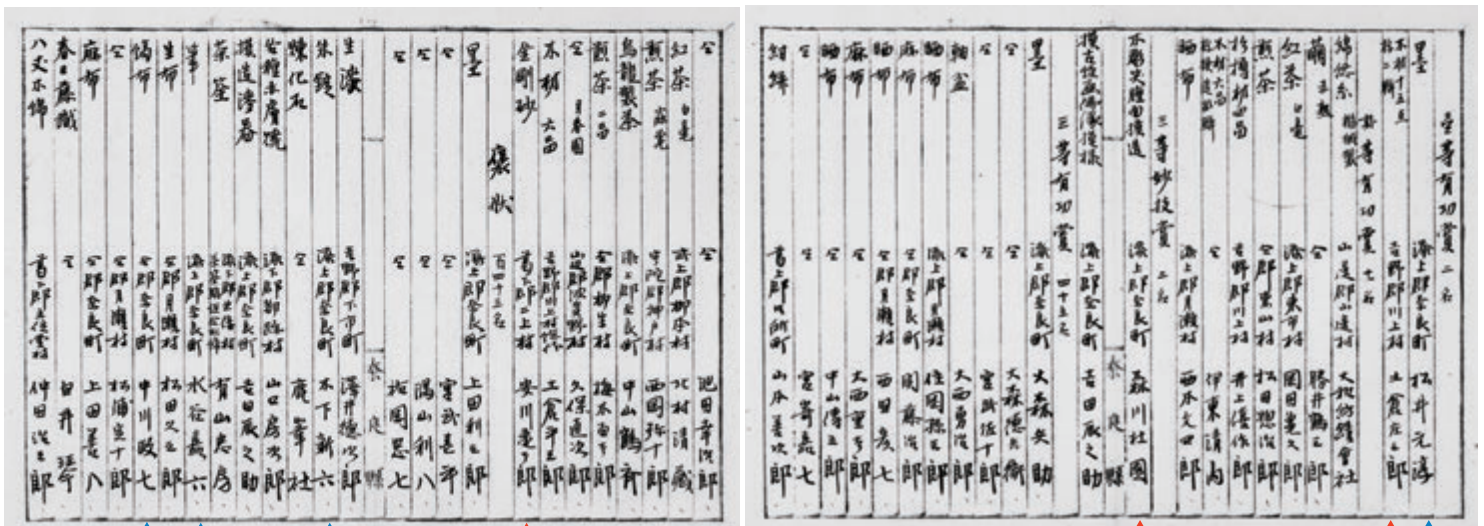
勸業博覧会では、奨励のために優秀作には賞牌や褒状が授与されていました。第 3 回勸業博覧会の受賞人名簿には、十倉庄三郎や安川亀太郎、森川杜園の名前があります。

土倉庄三郎は吉野郡川上村生まれの林業家で、吉野郡内で広く山林経営を手がけるだけでなく、静岡・兵庫・群馬など県外でも造林事業を行い、奈良公園の森林改良にも携っています。また吉野鉄道株式会社（近鉄吉野線の前身である吉野鉄道とは別会社）の設立にも関わっていました。博覧会では、木材 15 点と桴（筏）2 聯が賞に選ばれています。

安川亀太郎は香芝市穴虫生まれの事業家で、金剛砂の採掘と販売を手がけ、金剛砂を全国に広めた功績により「金剛砂王」と呼ばれました。賞に選ばれたのも金剛砂です。

森川杜園は彫刻家で、奈良人形中興の祖と呼ばれ、奈良一刀彫の名品を多数作っています。木彫りの舞楽面である笑面（咲面）と腫面が賞に選ばれています。

そのほかの受賞者には、今も営業している企業の当時の代表の名前があります。彼らの名前を発見し、明治と現在のつながりを再認識することは、公文書を読む楽しみの一つといえるでしょう。ここでは、その中から 4 者を紹介します。



二十二年第三回内国勸業博覧会 受賞人名簿
(奈良県庁文書) 明治 22（1890）年
(請求記号：1-M22-57d)
※まほろばデジタルライブラリーで公開

縞布
中川政七
④

筆
水谷嘉六
③

朱錠
木下新六
②

金剛砂
安川亀太郎

木彫笑腫面模造
森川杜園

木材
松井元淳
土倉庄三郎
①

墨

文明開化と生活の変化および勸業政策⑥

内国勸業博覧会と奈良の企業 -2

① 墨 松井元淳

松井元淳は室町時代末期から続く製墨業者「古梅園」の第11世で、奈良市名誉市長も勤めました。大正4(1915)年、古梅園の営業を会社組織に改め、外交員を全国津々浦々まで派遣して墨市場を拡大しました。ちなみに、「明治維新」という名の墨も製作しています。

② 朱錠（朱墨） 木下新六

江戸時代、朱は幕府によって統制されており、江戸と堺のみで製造されていました。明治時代を迎えてようやく一般に使用を許され、朱墨での訂正や朱で印判を押すことができるようになり、たちまちのうちに需要は激増しました。木下新六は明治5(1872)年、瓦堂町に聡明朱座・木下照僊堂を創業しました。

③ 筆 水谷嘉六

日本の筆作りは、平安時代に空海が中国で毛筆作りの技法を学び、大和の国の住人である坂名井清川と云う人に伝授したのが始まりとされています。寛永元(1624)年に創業した「あかしや」は、明治時代、中興の祖といわれる6代目水谷嘉六の時に大きく発展をとげました。

④ 縞布 中川政七

奈良では中世から麻布の製造が盛んで、奈良晒と呼ばれていました。「縞布」は縞がはいった晒だと思われます。享保元(1716)年に奈良晒の間屋として創業した中川政七商店は、現在では工芸品製造販売メーカーとして東京や大阪などにも支店を構えています。



① 現在の古梅園（2018年8月撮影）



② 現在の木下照僊堂（2018年8月撮影）



③ 現在のあかしや（2018年8月撮影）



④ 現在の中川政七商店（2018年8月撮影）

文明開化と生活の変化および勸業政策⑦

明治銀行設立ブームと南都銀行

第六十八銀行の誕生

明治政府は、殖産興業のために国内での金融機関設立を奨励します。明治 5（1892）年の国立銀行条例によって国立銀行が 4 行開業しましたが、金貨兌換の義務があるために営業不振となっていました。国立銀行条例改正によって条件が緩和され、明治 11（1878）年には 109 の国立銀行が誕生するという国立銀行設立ブームが発生します。

堺県管下の奈良でも、明治 12（1879）年 1 月 11 日に第六十八国立銀行が大和国添上郡郡山柳町（現大和郡山市）に設立されました。明治時代、士族の困窮が大きな社会問題となっており、旧郡山藩では士族授産として機織業や金魚の養殖が行われます。第六十八国立銀行を設立したのも、旧郡山藩士が中心でした。

私立銀行ブーム

明治 27（1894）～ 28 年の日清戦争によって日本経済は輸出市場と賠償金を得ることになり、起業ブームと銀行設立ブームが起きました。明治 26（1893）年に県内の銀行は 2 行しかありませんでしたが、明治 34（1901）年には 27 行に増大しています。小規模な銀行は解散することもありましたが、永田藤平が中心となって下市町に設立した吉野銀行、高市郡八木町八木（現橿原市）に設立された八木銀行などは、合併を重ねて大正・昭和まで存続しました。

銀行合併から南都銀行へ

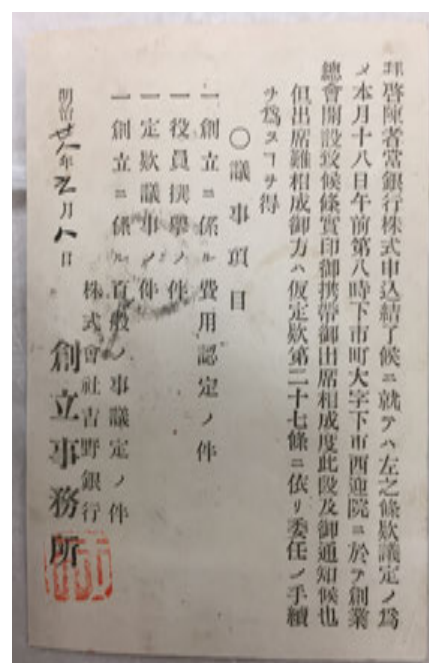
二度の銀行ブームで日本各地にできた銀行は小規模なものが多く、景気の影響を受けやすい傾向にありました。そこで政府は明治 29（1896）年に銀行合併法を制定し、銀行合併を奨励しました。そして昭和 9（1934）年、第六十八銀行・吉野銀行・八木銀行・御所銀行の 4 行が合併して南都銀行が誕生しました。

【参考文献】

- 南都銀行行史編纂室編纂『南都銀行小史』南都銀行 1984 年
- 南都銀行行史編纂室編纂『南都銀行五十年史』南都銀行 1985 年



南都銀行本店（2018 年 8 月撮影）大正 15 年築 国の登録有形文化財



株式会社吉野銀行創業総会通知の葉書
株式会社吉野銀行創業総会通知状 明治 28（1895）年
（請求記号：68-81-5.6）